

指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]
養護老人ホーム四條畷荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する養護老人ホーム四條畷荘（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、介護職員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]従事者」という。）が、要介護状態[要支援状態]の入居者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、受託居宅サービス事業者とともに、要介護状態の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行なう。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、受託居宅サービス事業者とともに、要支援状態の入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行なうことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、下記の受託居宅サービス事業者と事業を実施するとともに、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

【受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地】

○訪問介護

事業者名 : 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
事業所名 : 四條畷荘訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」
事業所所在地 : 四條畷市北出町 28 番 1 号

○通所介護

事業者名 : 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
事業所名 : 四條畷荘デイサービスセンターほほえみ
事業所所在地 : 四條畷市北出町 28 番 1 号

○訪問看護

事業者名 : 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

事業所名 : 光明荘訪問看護ステーション

事業所所在地 : 和泉市伏屋町 3-8-1

○訪問リハビリテーション

事業者名 : 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

事業所名 : 老人ホーム四條畷荘診療所

事業所所在地 : 四條畷市北出町 28-1

○福祉用具貸与

事業者名 : 総合メディカル株式会社

事業所名 : 総合メディカル株式会社

事業所所在地 : 箕面市如意谷 2 丁目 10 番 35 号

5 前4項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 115 号）[「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 24 年大阪府条例第 116 号）]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養護老人ホーム四條畷荘
- (2) 所在地 四條畷市北出町 28 番 1 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入所者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 1 名（常勤）（生活相談員と兼務）

計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

- (3) 生活相談員 1 名（常勤）

生活相談員は、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入所者の社会生活に必要な支援を行う。

- (4) 介護職員 2 名以上（常勤換算）

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立と日常生活の充実に資するよ

う、適切な技術をもって行う。

(指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は、要介護者、要支援者合せて20名とする。

(1) 居室数は、50室とする。

(指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴の介護 入浴は週2回以上で病気の時に限り清拭。
- (2) 排泄の介護 トイレ誘導、ポータブルトイレ処理、清拭、紙おむつ交換等
- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談、援助

(利用料等)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第123号）によるものとする。

3 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

4 月の途中における入退居については日割り計算とする。

5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、入居者又は家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供の開始に際し、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者又は家族に対して交付する。

＜サービス利用料金＞

① 契約者は、所得に応じて下記に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

②契約者が介護サービスを利用した場合、支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、次の表に定める割合を乗じた額が市町村より加算されます。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、事業者直接向介護保険給付が行われな場合があります。その場合、利用料金の金額をお支払い下さい。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※介護保険からの給付額及び支弁割合の変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額が変更になります。

※利用者負担には月々の負担の上限が設定されています。1 ヶ月に支払った利用者負担額合計が負担の上限を超えた場合は超えた額が支給されます。平成 27 年 8 月 1 日から現役並み所得者に相当する方（145 万円以上の 1 号被保険者）がいる世帯の上限額は 44,400 円に引き上げられます。

＜その他のサービスと利用料金＞

①特別な食事

契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②喫茶の利用

地域交流スペースにて、喫茶コーナーを設けております。（開催日についてはご確認下さい） ご自由にご利用できます。

コーヒー1杯（菓子付） 100円（税込）～

③理髪・美容

月に1回、美容師の出張による美容サービスを利用いただけます。

利用料金：下記理美容サービス利用料金表の通り

内 容	料 金（税別）
カット	2,000 円
カット・シャンプー	2,300 円
カット・顔剃り	2,300 円
カット・顔剃り・シャンプー	2,650 円
パーマ（カット・シャンプー・ブロー）	4,000 円
毛染め（シャンプー・ブロー）	4,000 円

④貴重金品の管理

契約者の希望があれば、当施設の入所者所持金等管理取扱要領により、貴重金品管理

サービスをご利用いただけます。

お預かりするもの：小額の現金、預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、
有価証券、年金証書、保険証類、その他の印鑑等

料金：1日あたり 80円（税込）

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥記録の閲覧

契約者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望がありましたら、職員までお申し出下さい。また、複写物を必要とする場合には実費（複写物1枚につき、10円（税込））をご負担いただきます。

⑦電気使用料

居室にテレビ・冷蔵庫を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担いただきます。

料金：テレビ 1日あたり10円（税込）

冷蔵庫 1日あたり26円（税込）

- 他の電化製品の持ち込みに関しては電気代の負担はありません。
- 火災等の恐れのある製品に関しては持ち込みできません。
- 乾燥機を使用される場合、1ヶ月あたり100円（税込）の電気代をご負担していただきます。

（衛生管理等）

第8条 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入所者生活介護]を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入所及び指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。

- 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。
- 4 入居者が他の居室への移動を希望する場合は、入居者の心身の状況及び希望、居室の空室状況等を考慮して適切な措置を講じる

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]従業者は、指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供を行っているときに入居者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- 2 入居者に対する指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 入居者に対する指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 11 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

- 第 12 条 指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 13 条 事業所は、入居者に個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束)

第 14 条 入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、入居者または他の入居者の生命、身体保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体を拘束する場合があります。

(高齢者虐待)

第 15 条 施設は入居者の人権の擁護、虐待防止等のために、次の各号に定める措置を講じます。

- 1 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- 2 個別処遇計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、従業者が入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 4 利用者の人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑に執行できるよう、家族や第三者委員など外部の目を含めた、虐待防止のための組織を設置運営し、情報の共有を図り、未然防止に努めます。
- 5 虐待防止責任者を設置し、ご家族・市町村・法人事務局等と連携を図りつつ「虐待防止責任者が責任を持って虐待の未然防止に取り組みます。
- 6 評価・検討後の再発防止策等を職員に周知し、直ちに再発防止策を実行します。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
なお、受託居宅サービス事業者の従事者についても同様とする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。受託居宅サービス事業者の従業者についても同様とする。
- 4 事業所は、特定施設入所者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成２０年２月１日から施行する。

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

この規程は、平成２３年１１月１日から施行する。

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

この規程は、令和　２年６月１日から施行する。

この規程は、令和　４年４月１日から施行する。

この規定は、令和　８年６月１日から施行する。